

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和2年3月10日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和2年3月10日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和2年3月10日

鹿児島県知事 三反園訓

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー原良店

鹿児島市原良一丁目12番7号

2 変更事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 変更前 第1駐輪場 建物西側 27台

第2駐輪場 建物西側 15台

イ 変更後 第1駐輪場 建物西側 17台

第2駐輪場 建物西側 25台

(2) 荷さばき施設の面積

ア 変更前 荷さばき施設1 建物内東側 60平方メートル

荷さばき施設2 建物内北側 32平方メートル

イ 変更後 荷さばき施設1 建物内東側 46平方メートル

荷さばき施設2 建物内北側 25平方メートル

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 変更前 建物内東側 27立方メートル

イ 変更後 建物内東側 18立方メートル

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 変更前 第2駐車場 2箇所 第2駐車場敷地南側及び西側

イ 変更後 第2駐車場 1箇所 第2駐車場敷地南側

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前6時から午後10時まで

イ 変更後 24時間

3 変更年月日

(1) 2の(1)及び(2) 令和2年10月28日

(2) 2の(3)及び(4) 令和2年2月28日

4 届出年月日

令和2年2月27日